

## 松山市インターンシップ実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、松山市（以下「市」という。）がインターンシップを実施する場合の基本的な事項について定める。

### 2 目的

市は、学生等に対して公務に関する就業体験の機会を提供することにより、学生等の職業意識向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

### 3 対象者

インターンシップの対象は、市政に興味があり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生等で、市長が認めるものとする。

### 4 受入手続き

- (1) 大学等は、正課又は課外活動の一環として市において学生等の実習を希望する場合は、市長に対して実習の依頼を行うものとする。
- (2) 市長は、大学等から学生等の推薦があったときは、次の事項に留意して実習を希望する学生等を選考し、受入れの可否を大学等に通知するものとする。
  - ア 実習の目的、内容等について、市で実習することが適当なものと認められるものであること。
  - イ 市の業務に支障がないこと。
- (3) 市は、受入れを決定した場合は、大学等との間に受入れの内容等を定めた覚書を締結するものとする。

### 5 受入期間

受入期間は、2週間を超えない範囲内で市が指定する期間とする。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

### 6 賃金等

市は、実習の受入れが決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等は一切支給しない。

### 7 傷害保険への加入

大学等及び実習生は、実習中の事故等に備えて、自己の責任により傷害保険に加入するものとする。

### 8 服務

- (1) 実習生は、市の職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- (3) 市長は、実習生に前2号の規定を遵守する旨の誓約書を提出させるものとする。

### 9 その他

この実施要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は、市長が定める。